岡本の国会での質問

171-衆-厚生労働委員会-19号 平成21年07月08日

○田村委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 きょうは、まず冒頭、先ほど可決されました法律について、私から一言申し述べ させていただきたいと思います。

先ほどの法律の中にもありましたけれども、今度、看護師等の人材確保の促進に関する法律の中に国の責務として看護師等の研修等ということが盛り込まれるわけであります。

これは要望を含めてでありますけれども、今、現状では、日本看護協会さんが専門看護師や認定看護師といったようなさまざまな制度やまた研修プログラムをおつくりになり、そして現実に認定看護師さんは五千七百九十四名の方がみえる。この方々は、それぞれ研さんを積んだ上で、五万円の受験料と、認定登録料が五万円でしたか、そのぐらいお支払いになられて、みずからのスキルアップにお努めだということです。こういった皆さん方が今後やりがいを持ってやっていくという環境がやはり重要であって、こういった皆さんに報いるためにも、診療報酬でのこういった資格の評価、また、こういった資格をお持ちの方に対してさらなる職能、職域の拡大等をぜひ検討してもらいたいと思うんですが、大臣、一言お答えいただけますか。

○舛添国務大臣 医療サービスの提供者の方々が今おっしゃったように大変御努力をして新しい 資格を取られた、そういうことをきちんと評価することが必要だし、それから勤務医の皆さん、その 補助をなさる看護師さんや助産師さんにしても大変過酷な労働条件の中で働いておられるわけで すから、それを国民が正当に評価するということが必要だと思いますので、これは診療報酬の改定 その他の手段によってその労に報いる。やはりこれはインセンティブがないと、努力をする、それ はやはり報酬という形で報いてあげるのが当然だと思いますので、そういう方向で努力をしたいと 思います。

○岡本(充)委員 ぜひお願いをいたします。

きょうは、皆さんのお手元に資料があります。話はかわりますけれども、厚生労働省における懲戒 処分の実態についてということを取り上げさせていただきたいと思います。

皆さんにもごらんをいただきたいんですが、懲戒処分の状況について、全府省等に占める厚生 労働省全体の順位は一位なんですね。この全府省等というのは全部で幾つあるかと確認しました ら、四十三だと聞きました。四十三府省等の中で厚生労働省は一位なんですね。

そしてまた、いや、だけれども職員の数が多いからとか言いそうなので、千人当たりで調べました。 そうすると、千人当たりの処分者、この下に書いてあるとおりですけれども、平均を上回っている。 また、大臣が就任された平成十九年は二位だったのが、昨年一位になった。

そして、千人当たりの処分者数も、これは職員が一万人以上いるところでないと余りフェアではないだろうということで、大きい府省等をピックアップして八つ調べましたら、大臣就任のころは三位だったのが去年は一位になったということで、大臣、任命権者として、またその組織のトップとして、やはりこれは深刻に受けとめる必要があると思っているんですね。何でこういう事態になるのか。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 大変甚だしくお恥ずかしい結果でございます。

各省の中の部局において、それぞれ職業意識を持って国民全体のために奉仕するということが 必要だと思いますし、やはりそこにおけるモラルの低下、こういうことについて、いろいろな理由が あると思います、それは正さないといけないと思いますけれども、例えば経済産業省と比べたとき にどうなんだろうか。やはり、規制官庁、国民の健康と安全を守る上で規制が多いです。規制があるということは、規制逃れをしようとする者が出てくる。そこで気の緩みが出てきて、悪い言葉で言うと、業界と癒着するというようなことがあり得るのかなというふうに私は思っています。

これはきちんと分析してみないといけないですけれども、理由はどうであれ、襟を正して綱紀粛正をやらぬといかぬと思っております。

○岡本(充)委員 別に規制の問題ではないと思いますよ。次のページを見ていただくと、どういうことをされているか。

これは、実はごく一部でありますけれども、懲戒処分を受けながら天下りのあっせんを受けている、 平成十八年から二十年、この三カ年だけを調べまして、厚生労働省で懲戒処分を受け、そして役 所からのあっせんを受けて天下りをしている者について調査をお願いしました。

今言った規制の問題ではなくて、管下の職員に対する管理監督責任。一体これは何なのかといったら、労働保険料の着服まであるわけですけれども、こういった話を受けても独立行政法人に天下りを許している。

もっと言えば、この下の方の二十年七月の方の場合には、これは二十年七月に懲戒処分を受けて、そして二十年中に、すぐに天下りを紹介しているわけですね。これでは、懲戒処分というのは一体何なのかというふうに私は思うわけですよ。大臣、懲戒処分を受けて、その直後に役所があっせんしているんですよ。これは懲戒の意味があるのか。もっと言えば、この方はどうも七月に懲戒処分を受けたら七月に退職をされた、こういうふうに聞いております。

そういうような形であっせんを行っていく。今後は官民人材交流センターにあっせん業務は移る ということでありますけれども、しかし、こういったことでは、懲戒ということの意義というか意味づけと いうことについて私は疑問を感じるわけです。

大臣、こういったことはやはり役所として許されない話ですよね。ぜひ是正を求めたいんですが、 いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 役人の規律その他については基本的に人事院が定めるわけですし、法律に基づいて行われているので、今岡本さんからありましたように昨年十二月末に国家公務員法が改正されましたからこういうことはなくなるわけですけれども、純粋に法律的に見ればこれが背反しているわけではないということになる、人事院のルールもそういうことになっている、しかし、道義的なことや国民感情ということから考えればいかがなものかなというのはあると思います。

ですから、それは専門職業能力の優秀さと今言ったようなこと、懲戒等処分を受けてもその中身がどうであるのかということがさまざまあると思います。例えば、一つの簡単な例を挙げますと、スピードを出し過ぎて交通違反の切符を切られた……(岡本(充)委員「そんな人いないでしょう」と呼ぶ)いやいや、そういうようなときも懲戒処分なんですね。ですから、極端な例を申し上げているんです。

そういうときの専門能力の評価と全体のバランスというようなこともあるので、それは一応法律、 ルールに基づいてやれば背反しているわけではないということになるわけですけれども、しかし、 国民的に見てこういうことは許されるのかといえば甚だ疑問であるということであります。

○岡本(充)委員 ぜひそういう意識でこの問題、私はもう少し調べたいと思っています。

一体、この管下職員に係る管理監督責任を問われた方が独立行政法人でどんな職にあるのか といって聞いたところ、これはこの次をおめくりください。人事院のいわゆる指針、通知に基づいて、 公表できない、こう厚生労働省は言ってきたわけです。人事院としては、別に公表できないという ふうに言っているわけではない、それぞれの事案、問題について、公表は当然あってしかるべき だとお考えなんですよね。お答えください。

○川村政府参考人 人事院の懲戒処分の公表指針でございますけれども、これは、各府省が懲

戒処分を公表しまして、非違行為に対して厳正に対処していることを国民にお示しして国民の信頼を確保する、そういうことを目的とするものでございます。

この目的は基本的には個人の識別情報を公表しなくても達せられると考えられますことから、そうした取り扱いを基本といたしておりますけれども、一方で、この指針で、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表内容等について別途の取り扱いをすべき場合があることも示しておりまして、そうした事案の社会的影響などを考慮しまして、各府省の判断によって氏名等の個人識別情報を公表内容とすることも想定しているところでございます。

ただ、いずれにしましても、懲戒処分の公表指針は、各府省が懲戒処分の公表を行うに当たりまして参考に供することを目的として発出しているものでございまして、個別事案の公表に当たりましては、各府省がこの公表指針を踏まえまして適切に判断していただきたいというふうに思っております。

- ○岡本(充)委員 端的に言えば、大臣の決断一つでこれは公表できるわけですね。
- ○川村政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたような公表指針を踏まえまして、各府省において判断していただきたいということでございます。

- ○岡本(充)委員 いや、だから大臣の決断でこれは公表できるんですねということを、それのイエスかノーだけお答えください。
- ○川村政府参考人 各府省の御判断で公表することも可能だと思います。
- 〇岡本(充)委員 大臣、そういうことで、任命権者たる大臣が御決断されれば、この人たちが今どういうような役職にあるのかというのもわかるわけですね。やはり、管下の職員に係る管理監督責任を問われた者がまた管下の職員をたくさん持つようなポジションにあるのかどうかを含め検討したいと思うんですけれども、大臣、今の人事院の答弁を踏まえて、ぜひお調べいただいて御報告いただきたいんですが、いかがでしょうか。
- ○舛添国務大臣 まあ、人事院はああいう答弁しかできないと思いますけれども、それなら指針を 出す必要はないので、どの省も大臣の気ままに、勝手にやればいいということではないと思います。 やはり、公務員に対しては一定のルールがある。しかし、その中でどうするかというのは、各省庁、 先ほど言った処分の内容を含めて、それから個人のプライバシーとかいろいろなこともありますか ら、こういうことも含めた上で、ただ単にポピュリズムということに走っては行政の規律が保たれませ ん。そういうことの配慮もしながら、しかし、国家公務員法の精神にのっとれば、やってはいけない なと常識で思われることについてはきちんと対応しないといけないというふうに思いますから、そう いう方針で臨んでいきたいと思います。
- ○岡本(充)委員 懲戒処分を受けて、しかも役所のあっせんを受けて天下りをしているような人が 今どういうところで何をしてみえるのかということは明らかにしていただきたい、それをお調べいただ いてお答えをいただきたいということです。
- ○舛添国務大臣 それは、先ほど申し上げましたように、何もかもすべて公表していいというものではありませんので、どういう形にするかは検討させていただきたいと思います。
- ○岡本(充)委員 国民の批判が強いと言っておきながら、最終的にはそういう批判の声に耳を傾けずに役所の論理だというのであってはやはりいけないんじゃないか。大臣、そういう意味では、

今回のことはぜひ前向きに検討していただきたい、私はそう強く要望しておきます。御報告を待っています。

続いてもう一点。こういった処分歴に関する話でいうと、もう一つ、ニュースで流れている話、新聞報道の範囲ですけれども、社会保険庁の職員の採用について、日本年金機構への不採用が決まっている社会保険庁職員のうち、その行き先が決まらずに最終的に分限免職になる可能性がある者が大体千人弱になる、こういう報道が出ていました。

今どのようになっているのか、それについて、大臣、知っている範囲でお答えいただけませんか。

○舛添国務大臣 これは、分限免職回避の努力義務というのがあります。したがって、こういう人たちをどうするか。それは、完全に民間に行くとか退職するとかいう方々もおられます。そうじゃない人たちは、例えば厚生労働省及びその他の省庁の職員として何らかの形で採用するという努力をしないといけないので、今そういうことをやっているところであります。

○岡本(充)委員 いや、もう既にそういった厚生労働省のいわゆる内局等へ配置転換されるような方が三百人ぐらいいるんじゃないかとか、こういった話が出ています。配置転換が内定しているのが千二百人、うち三百人が懲戒処分歴がある人、こういう報道が出ています。

先ほどの話ですが、懲戒処分歴があるというのは幹部職員だけなんです。実は、調べたのは、 二ページはいわゆる参事官級以上の方だけです。今回の社会保険庁の職員の中でどういうことを やったか。さっき言われたように、スピード違反からいろいろあるでしょう。しかし、幹部職員は天下 りのあっせんだ、幹部職員でなければ分限免職だ、こういう話はやはり一般論としてはあり得ない と私は思います。

そういう意味で、先ほどもお話ししましたけれども、国民の皆さんが納得するような形での情報公開が求められるということを私は言いたいわけです。何も私はこの人たちを全員採用しろと言っているわけではないんですよ。そこは申し添えておきます。しかし、片一方で、こういう懲戒処分を受けてもあっせんを受けている幹部職員がいる。恐らくこの独立行政法人の中でも幹部職をやっているんじゃないかと僕は思うから、だから明らかにしてくれというふうに言っているわけです。

そういうことを踏まえて、ぜひ調査をした上で御報告を早急にいただきたいんですが、お願いできますか。

○舛添国務大臣 調査することは可能であるし、どういう形で検討し、またどの部分が公表できるか、これは人事院ともよく相談をしながら検討を進めてみたいと思います。

○岡本(充)委員 続いて、きょう二番目の観点で、インフルエンザ対策についてお伺いをしたいと 思います。ワクチンの製造状況についてです。

七月の中旬よりワクチンの製造に入るということでしたが、新たに、どういった株を使うかも決まったそうでありますし、それに伴って、いわゆる増殖のスピードも、ウイルスの培養のスピードもある程度わかってきたと思います。

ことしの十一月までに提供が可能とされるワクチンの本数、二月までに提供が可能と考えられる ワクチンの本数を含め、ワクチンの製造状況について御答弁をいただきたいと思います。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、新型インフルエンザA、H1N1ワクチンの製造開発でございますけれども、 七月六日にワクチン製造に必要な製造株を決定いたしまして、製造業界に通知したところでございます。 ・予定どおり、七月中旬以降、実際の生産が開始できる見込みでございます。

増殖性については、通常の季節性インフルエンザウイルスより低いということが判明してまいりましたので、現時点でのシミュレーションでは、年末までは生産量は千四百万本から千七百万本、来年二月までは二千三百万本から三千万本との暫定的予測値がまとまったところでございます。

○岡本(充)委員 これについて、最初のパイロットスタディー等はどのように行うつもりなのか、また、接種対象者をどのように選定するかの決定に向けて今どのような段階にあるのか、お答えいただきたいと思います。

○高井政府参考人 まず、先生御指摘の一番目のことでございますけれども、新しいワクチンの 安全性、有効性のことかと思います。

安全性、有効性の確認の必要性につきましては、現在、製造方法も、季節性のインフルエンザワクチンと同様の製造方法での製造を想定しておりますけれども、専門家の意見を踏まえて、最終的な製造方法をこれから決定する予定にしております。そうした製造方法でありますとか専門家の意見も踏まえて、新しいワクチンの安全性、有効性の確認の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○上田政府参考人 接種対象者でございますが、今回の新型インフルエンザの感染力、病原性、あるいはワクチンの有効性、安全性のほか、WHOや諸外国の動向を勘案しながら決定する必要があると考えています。

現在、各国の流行状況とか臨床症状などの科学的知見について情報収集をしているところでございます。また、昨日、WHOがワクチン諮問委員会を開催いたしましたが、まだ最終的な結論に至っていないというようなことでございます。このような国際的な動向などを参考にしつつ、専門家などの御意見もお聞きしながら今後検討していきたいと考えております。

○岡本(充)委員 大臣、そういう意味ではこの夏はいい機会なんじゃないかと思うんですね、じっくり検討していただく時間を日本という北半球は得ているわけですから。

そういった意味で、前回の総括をした上で、何が問題か。一つ私が思うに、例えば行動計画にしても、周知徹底が本当に図れていたのか。また、もちろん強毒株を想定した行動計画であったとしても、今後、今回の新型インフルエンザウイルスが強毒型に変異するかどうかということはわかりませんけれども、それが必ずしも鳥インフルエンザで想定をしていたH5N1のパターンと同じようなサイトカインストームを起こすような病態をもたらすのか、こういったことも含め検討をしながら、いろいろなパターンに対応できるようなシミュレーションを練るべきだと思うし、それから、そのシミュレーションに応じた対応を地方の小さな医療機関にもきめ細やかにお届けできる方法を考えるべきじゃないかと私は考えています。

今回、情報が残念ながら十分伝達できなかった部分もあると思いますし、また、先ほどもお話ししましたように、いろいろなウイルス変異がある中で、一つのウイルスだけを想定したシミュレーションにはちょっと無理があったというところも私の中での総括としてはあるでしょう。それから、これから国内で変異型が出るのか、海外からやってくるのかによって対応も変わるでしょう。いろいろなバリエーションを含めて、この七月、八月、検討を十分加えるべきだというふうに思うわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 おっしゃるとおりで、いかんせん初めてのケースでしたから、いろいろな試行錯誤で、一○○%完璧ではありませんでした。

それで、今週末、金曜日、土曜日と私は関西に出張いたしまして、関西六府県の知事さん、それから四政令指定都市、山井さんの選挙区や井澤さんの選挙区の京都からもお見えになりますけれども、そういう京都の事例、大阪の事例、神戸の事例、これは研究者にまず発表させていただいて、そして知事さん、政令指定都市の市長さんと我々が検討会議を開いて、これまでの総括、反省、そして今おっしゃったような来るべき第二波に備えてどうするか。特に神戸は最初でしたから、神戸の病院を私も見に行ったりして、やはり現場の方々の御苦労から学ぶというのは非常に必要なので、そういうことをやりつつ、それも一環ですけれども、今おっしゃったことは実行したいと思っ

ております。

○岡本(充)委員 せっかく選挙の夏になって、役所的にはじっくり政策が練れるタイミングですから、そういう機会も含め有効に活用してもらいたいと思います。

続いて、ちょっと肝炎対策についてお伺いをしたいと思います。

我が党も、かねてよりずっと肝炎対策の包括的な解決を求めて、法案も提出して、その解決を要望しているわけです。私の資料の最後、五ページですけれども、いわゆる一つ使用面での話でいうと、インターフェロンの治療を断った理由というのを厚生労働省がお出しになられて、費用の問題よりも、忙しかったり副作用が心配な人がインターフェロンの治療を断っているんだから、お金の問題ではないというような話をされているんですね。

私は、実際自分が診療していて思うんですけれども、忙しくて入院、通院ができないという人も、 忙しい理由は、遊びで忙しいわけじゃないんですね。みんな仕事が忙しいんです。何で仕事が忙 しいかといえば、やはり働かないと食えないからですよ。副作用が心配だというのもこれは似たよう な話で、実際に私のところであった話ですけれども、小さな中華料理店の店長、マスターである方 がこのインターフェロンの治療をお断りになられた。自分が中華なべを振らないと、その店はもたな いんですよ。その人は、はっきり言ったら忙しいかもしれない。もしくは、副作用で中華なべが振れ なくなると料理ができなくて困る、つまり、それをやらなければ自分は食べられない。

だから、そういう意味で、通院にかかわるさまざまな支援、例えば子供さんを抱えている方であれば、その子供さんをいっとき、入院をどうしてもしなければいけないインターフェロンの導入時等がありますので、そこで少し面倒を見てさしあげるような状況、もしくは、先ほど言った小さな中華料理店を経営している店長さんなんかの場合は、いわゆる休業に対して何らかの支援ができないかというようなことも含め、やはり包括的にこれは考えるべきじゃないかということを私は思うわけなんです。

大臣、どうでしょう。やはり費用が一つ大きなネックになっている。今お話ししたように、一番、二番もこの中に、経済的理由でこれが一番、二番になっているということをぜひかんがみて、いわゆる金銭面での支援をより前進させるべきだと考えるんですが、大臣、御答弁いただけますか。

○舛添国務大臣 今委員御指摘のように、またこの資料の五枚目にありますように、さまざまな理由があると思いますから、それぞれに対応しないといけない。

例えば、経団連に対して、こういうことをちゃんと従業員に対して配慮するように経営者に言ってくださいというようなことを私は申し入れをしています。それから、とにかくよく頑張って研究していただいて、さらに副作用がないような形の治療法というのも研究者の皆さんにやっていただかないといけない、そういうこともあります。

費用の面も、今おっしゃったように、忙しいとか、入院、通院できないというのは、それはもちろん 仕事が一番関係あると思いますから、こういうことについて社会保障制度全体でどういうふうに救う のか、これは納税者である国民の御理解も得ながら、やはり総合的にやっていかないといけないと いうふうに思います。

ほかの病気の方々、困っている方々、たくさんおられます。こういう方に対する支援もやりたいのは、もうそれは岡本さんと私は全く同じなんですけれども、財源の措置を含めてこちらも考えないといけないので、そういう形で、総合的な新しい社会保障制度の構築というのはやはり党派を超えて考えるべき時期に来ていると思っております。

○岡本(充)委員 インターフェロン治療に入る方の数も目標値を下回っているし、また、もう一つ言うと、今大臣がお話しになられた経団連にお願いしても、私の言っているような中華料理店は経団連に入っていないんですよ、多分。聞いたことはないですけれども、多分入っていないと思います。そういう人をやはりいかにきめ細やかにケアしていくかということが求められている。経団連だけが日本の労働者の働き口じゃありません。そういうことで、お願いをしたいと思います。

それから、ほかの病気ももちろん重要です。特定疾患や特定疾病の拡大というのも我々は目指していきたいと思います。しかし、これはやはり、最高裁も含めてですけれども裁判所が国の因果関係、国の責任を認めているものでありますから、他の疾病と比べてもやはり国の関与が大きくなきゃいけないんだろうと思っています。

きのうも名古屋地方裁判所で新たに六名の方の和解が成立したという話でありますけれども、和解成立した方が今千六十四人で、新規提訴等の人数が千四百七十二人と伺っています。新規提訴等のうちで、既に和解した方が八百五十六人ということです。しかし、まだできていない方がみえるこのC型肝炎訴訟の和解でありますけれども、こういった実態も含め、より国の積極的な対応を求めたい、そうお願いをしたいと思います。

大臣、お答えを一言、簡潔にお願いします。

○舛添国務大臣 新しい総合的な肝炎対策、皆さんの御尽力のおかげでやっと始まったばかりですから、これをきちんと定期的に検証し、問題があればそれは改善していく、そういう努力をやっていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 最後に、労働政策に関する件を一点聞いておきたいと思います。

三月十八日の厚生労働委員会での私の質疑で、いわゆる日雇い派遣労働者における雇用保険の被保険者の件数というものを取り上げました。日雇い派遣労働者については、手帳の発給の件数が四件、受給件数が一件というのが二月末の時点でした。大臣は、こういった問題意識を持って、この質疑の最後には、こういった課題にこれからも取り組んでいく旨の決意を述べられています。「日雇い労働者の問題についてさまざまな問題が今提起されましたけれども、これは検討させていただきます。」と結ばれておるわけです。

では、それがその後どうなったのかと聞いてみたら、五月末時点、手帳の発給が五件、受給件数が二件になったという報告であります。これは余りにも進捗が遅いんじゃないですか。ポスターの話等もしました、周知、広報も必要だと言いましたけれども、それも進んでいないような気がします。 私は、そういう意味で、検討をどのように加えられたのかなと思ったりもするわけです。ぜひこれは積極的に推進をしてもらいたいと思うんですが、大臣、端的にお答えください。

○舛添国務大臣 そういう問題については、今後とも全面的に努力をしていきたいと思います。

○岡本(充)委員 努力というのはやはり最後に結果も伴ってもらわなければいけないし、全国でわずかに手帳の発給が五件で受給件数が二件という実態、これは本当にいわゆる雇用保険としての機能を果たしているのかという問題すらあるんですよ。だったら、制度を少し見直さなきゃいけないんじゃないの。それだけこの制度を利用しづらいのなら、それはやはり改める。もしくは、厚生労働省の周知徹底が不十分だというのなら、その周知徹底に努める。両方だというのなら、両方やる。こういうことで、大臣、うなずいてみえますけれども、そこはぜひ取り組んでもらいたいと思います。

それからもう一点。大臣が就任当初の話題でありましたホワイトカラーエグゼンプションについての今の状況を聞きたいと思います。

大臣は、今でもこの制度の導入、家庭団らん法とお考えで、記者会見等で家庭団らん法と言われましたよね、そういうふうなお考えでこれを推進しなければいけないというふうにお考えなんでしょうか。それとも、もうこれは当分の間導入するつもりはない、今の日本の社会にはそぐわないというふうにお考えなのか。お答えいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 今一番必要なのは、仕事と家庭の調和をどう図るか。これは、育休法の議論からずっと、ここのところさまざまな審議をしてきたときに、過剰な労働、そして生活を犠牲にする、こういうことはあってはいけないというふうに思っています。

あの当時議論されていたのは、横文字で言っていいのか、何のことかわからないと。そういうことを言うならば、言葉についてはそういうことを言った方がいいだろうということであるわけです。 そして、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活を調和させる、そういう大きな中での議論をやっていくべきだというふうに思っています。このホワイトカラーエグゼンプションというのは、それだけが大きな問題ではなくて、日本人の働き方の問題全体、生活との調和の問題全体、そういう中の一つの課題だというふうに思っていますので、今後もっとみんなで検討し、議論すべきだと思っております。

- ○岡本(充)委員 いや、大臣、だから今ホワイトカラーエグゼンプションの導入を大臣は進めるべきだとお考えなのかどうかを聞いているんです。その一点だけお答えいただいて、質問を終わります。
- ○舛添国務大臣 私は、進めるべきだとか進めるべきでないとか言ったことはありません。これは 国民的によく議論をしてやるべきで、さまざまな問題もあります、さまざまな利点もあります、ですから、私は今……(岡本(充)委員「進めるべきだと考えていますか」と呼ぶ)べきだとかべきでないというような段階ではない、もっと議論をしましょう、こういうことです。
- 〇岡本(充)委員 大臣、それではちょっと答弁になっていないと思いますけれども、時間になりましたからこれで終わらせてもらいます。